

## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 被処分者及び処分内容

市立ひらかた病院 看護局 看護科 チーフ 59歳：停職1月

2. 処分日

令和5年11月21日

3. 事案の概要

被処分者は、令和4年11月13日(日)の午前5時頃、救急外来において勤務中に自傷行為により怪我を負ったとして救急車で来院した患者に対して、患者の行為を批判する、極めて不適切な言動をとりました。

今回の当該職員がとった言動は、患者の心情への配慮を著しく欠いた医療従事者にあるまじき人権侵害行為であり、また、本院の信用を失墜させる非違行為にあたることから、それらの非違性に鑑み地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として「停職1月」としました。

問い合わせ：市立ひらかた病院 事務局  
電話 072-847-2821 (代)